

## 2018年度NTSブロックトレーニング実施要項 (小・中・高カテゴリー)

1. 目的 若年層の運動能力の高い意欲のあるプレーヤーを早期に発掘し、将来、世界で活躍できる可能性を持ったクリエイティブな日本代表プレーヤーを育成する。統一された指導方法に基づいた一貫指導を実施し、指導者のレベル向上を図る。
2. 主催 公益財団法人 日本ハンドボール協会  
NTS事業は独立行政法人日本スポーツ振興センターの助成金で運営されています。
3. 主管 ブロックハンドボール協会 開催都道府県ハンドボール協会  
日本ハンドボール協会とブロックハンドボール協会が業務委託契約を締結し実施する。
4. 開催日 毎年7月から9月末日（日本協会の日程を考慮すること）
5. 会場 各ブロックに一任する（コート3面開催が望ましい）。
6. 参加対象者 各都道府県協会より推薦された選手、NTS委員より推薦された選手、推薦された選手の補助指導者。各都府県の選手枠を小学生、中学生、高校生男女各々3名とする。  
  
高校生男子 1年から1名以上を原則とする。  
2年選出可とする。  
(センタートレーニングではなく、アカデミーに招集される。)  
3年選出不可とする。(計3名)  
高校生女子 高校生男子に準ずる。  
中学生男子 1年から1名以上を原則とする。(計3名)  
中学生女子 中学生男子に準ずる。  
※中学生の選出について、有望選手が多数存在し選考に困難を極める場合は、ブロックの判断により上限の範囲内(都道府県数×4名)での参加を認める。  
小学生男子 6年生を原則とする。(計3名)  
小学生女子 小学生男子に準ずる。  
上記以外に特別な選手の選出については、ブロック運営委員長と協議して決定する。  
  
**補助指導者 推薦された選手への指導の補助を行う。**
7. 推薦基準 NTS推薦基準により各都道府県に一任、センタートレーニングへの推薦はNTS推薦基準により規定数をブロック運営委員長が責任を持って行う。
8. 宿泊 小・中・高校生と補助指導者に原則上限(8,650円)を委託事業契約により支給する。
9. 交通費 委託事業契約により下記交通費について支給する。  
推薦された選手とその補助指導者に旅費基準により支給する。  
補助指導者は推薦された選手のチームにつき1名とする。引率父母等は不支給とする。  
都道府県のNTS運営委員1名とNTS技術指導委員1名は旅費基準により支給する。  
ブロック運営委員長・運営委員・技術指導委員・インストラクターは旅費基準により支給する。

10. 昼食 参加対象者は経費申請基準により対象経費とする。  
経費対象外者と管理栄養リストの提出がない場合には、開催地が負担とする。
11. 傷害保険 傷害保険は日本協会にて一括加入する。  
  
参加及び傷害保険承諾書は、必ず一週間前までに開催地の実務担当者を取り纏め、日本協会へ提出する。
12. 開催費用 平成30年度、公益財団法人日本ハンドボール協会NTSブロックトレーニング委託契約書に準じる。対象外経費は総てブロック協会負担とする（経費基準を参照）。開催地ブロック協会より、参加者へ参加料を徴収することがある。
13. 公文書 選手・補助指導者には日本ハンドボール協会会長名にて『参加依頼書』、所属長には『派遣依頼書』を作成送付する。
14. 備品 開催地が用意する。
15. 指導内容 指導案は指導内容策定委員会が作成する。
16. その他 不明な点についてはNTSブロック運営委員長と開催都道府県協会の打ち合わせにより決定する。

以 上

## 2018年度NTSブロックトレーニング実施要項 (U16・U13カテゴリー)

1. 目的 若年層の運動能力の高い意欲のあるプレーヤーを早期に発掘し、将来、世界で活躍できる可能性を持ったクリエイティブな日本代表プレーヤーを育成する。統一された指導方法に基づいた一貫指導を実施し、指導者のレベル向上を図る。
2. 主催 公益財団法人 日本ハンドボール協会  
NTS事業は独立行政法人日本スポーツ振興センターの助成金で運営されています。
3. 主管 ブロックハンドボール協会 開催都道府県ハンドボール協会  
日本ハンドボール協会とブロックハンドボール協会が業務委託契約を締結し実施する。
4. 開催日 毎年7月から9月末日（日本協会の日程を考慮すること）
5. 会場 各ブロックに一任する（コート3面開催が望ましい）。
6. 参加対象者 各都道府県協会より推薦された選手、NTS委員より推薦された選手、推薦された選手の補助指導者。各都府県の選手枠をU16男女各々5名、U13男女各々5名とする。5名の内訳は、各都府県が定めることとする。下記に内訳例を示す。  
高校2年生を選出してもよい。  
(センタートレーニングではなく、アカデミーに招集される。)

内訳例①		男子	女子
U16	高1	3	3
	中2・3	2	2
U13	中1	3	3
	小5・6	2	2

内訳例②		男子	女子
U16	高1	2	2
	中2・3	3	3
U13	中1	2	2
	小5・6	3	3

上記以外に特別な選手の選出については、ブロック運営委員長と協議して決定する。

**補助指導者 推薦された選手への指導の補助を行う。**

7. 推薦基準 NTS推薦基準により各都道府県に一任、センタートレーニングへの推薦はNTS推薦基準により規定数をブロック運営委員長が責任を持って行う。
8. 宿泊 小・中・高校生と補助指導者に原則上限（8,650円）を委託事業契約により支給する。

9. 交通費 委託事業契約により下記交通費について支給する。  
推薦された選手とその補助指導者に旅費基準により支給する。  
補助指導者は推薦された選手のチームにつき1名とする。引率父母等は不支給とする。  
都道府県のNTS運営委員1名とNTS技術指導委員1名は旅費基準により支給する。  
ブロック運営委員長・運営委員・技術指導委員・インストラクターは旅費基準により支給する。
10. 昼食 参加対象者は経費申請基準により対象経費とする。  
経費対象外者と管理栄養リストの提出がない場合には、開催地が負担とする。
11. 傷害保険 傷害保険は日本協会にて一括加入する。  
  
参加及び傷害保険承諾書は、必ず一週間前までに開催地の実務担当者を取り纏め、日本協会へ提出する。
12. 開催費用 平成30年度、公益財団法人日本ハンドボール協会NTSブロックトレーニング委託契約書に準じる。対象外経費は総てブロック協会負担とする（経費基準を参照）。開催地ブロック協会より、参加者へ参加料を徴収することがある。
13. 公文書 選手・補助指導者には日本ハンドボール協会長名にて『参加依頼書』、所属長には『派遣依頼書』を作成送付する。
14. 備品 開催地が用意する。
15. 指導内容 指導案は指導内容策定委員会が作成する。
16. その他 不明な点についてはNTSブロック運営委員長と開催都道府県協会の打ち合わせにより決定する。

以 上